

令和5年3月定例名古屋港管理組合議会議案(1)

目 次

第 1 号 議 案	令和 5 年度名古屋港管理組合一般会計予算	1 頁
第 2 号 議 案	令和 5 年度名古屋港管理組合基金特別会計予算	9
第 3 号 議 案	令和 5 年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算	13
第 4 号 議 案	令和 5 年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算	17
第 5 号 議 案	個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	20
第 6 号 議 案	職員の定年等に関する条例の一部改正について	25
第 7 号 議 案	名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部改正について	48

第1号議案

令和5年度名古屋港管理組合一般会計予算

令和5年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,950,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(組合債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 組合債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月22日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算		
歳入		
款	項	金額
1 分担金及び負担金		7,593,091
	1 負担金	7,593,091
2 使用料及び手数料		4,543,183
	1 使用料	4,543,173
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,511,500
	1 国庫負担金	1,511,500
4 財産収入		4,717,079
	1 財産運用収入	4,717,059
	2 財産売却収入	20
5 寄附金		10

	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		125,565
	1 他 会 計 繰 入 金	125,565
7 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
8 諸 収 入		1,828,572
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	110
	2 預 金 利 子	146
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,279,633
	4 特 定 施 設 整 備 収 入	367,380
	5 雑 入	181,303
9 組 合 債		8,131,000
	1 組 合 債	8,131,000
歳 入 合 計		28,950,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		171,063
	1 議 会 費	171,063
2 総 務 費		2,437,627
	1 総 務 管 理 費	2,365,898
	2 監 査 委 員 費	71,729
3 企 画 調 整 費		895,915
	1 企 画 調 整 管 理 費	831,786
	2 調 査 費	64,129
4 港 営 費		2,286,267
	1 港 営 管 理 費	1,377,984
	2 運 営 費	908,283
5 建 設 費		16,485,128

	1 建設管理費	1,582,306
	2 整備費	14,902,822
6 公債費		6,644,000
	1 公債費	6,644,000
7 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		28,950,000

第2表 繰越明許費			
款	項	事業名	金額
5 建設費	2 整備費	港湾メンテナンス（港湾改修費）補助事業費	484,000 <small>千円</small>
		港湾メンテナンス（港湾施設改良費）補助事業費	51,000
		港湾メンテナンス（統合）補助事業費	48,000
		港湾改修（国際拠点）交付金事業費	59,000
		港湾施設改修事業費	78,000
		港湾施設補修事業費	629,000
		海域環境創造・自然再生等補助事業費	52,000
		港湾環境整備施設事業費	153,000
		海岸（連携）補助事業費	27,000
		海岸メンテナンス補助事業費	15,000
		高潮対策交付金事業費	125,000
		海岸防災施設事業費	68,000

第3表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
工 事 監 理 業 務	令 和 6 年 度	千円 16,380
ガ ー デ ン ふ 頭 岸 壁 整 備 費	令和5年度～令和6年度	438,500
金 城 ふ 頭 陸 上 電 力 供 給 設 備 整 備 費	令 和 6 年 度	24,200
港 内 埠 頭 保 安 設 備 整 備 費	令 和 6 年 度	83,700
作 倉 地 区 物 揚 場 補 修 費	令 和 6 年 度	123,600
潮 風 ふ 頭 岸 壁 補 修 費	令 和 6 年 度	79,700
港 内 電 気 設 備 補 修 費	令 和 6 年 度	26,300
名 古 屋 港 船 舶 通 航 情 報 セ ン タ ー 補 修 費	令 和 6 年 度	180,200
港 内 埠 頭 保 安 設 備 補 修 費	令 和 6 年 度	71,500
名 古 屋 港 高 潮 防 波 堤 東 西 信 号 所 補 修 費	令 和 6 年 度	31,100
名古屋四日市国際港湾株式会社の事業資金借入金に対する 損失補償	令和5年度～令和26年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収 できないことにより損失を受けたときは、 66,000千円及び利息相当額を限度として補償 する。

第4表 組合債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	千円 8,131,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	8,131,000			

第2号議案

令和5年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

令和5年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月22日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算		
歳入		
款	項	金額
1 水族館振興基金収入		千円 12,500
	1 財産収入	80
	2 寄附金	1,400
	3 繰越金	10
	4 積戻金	11,000
	5 繰入金	10
2 海事文化振興基金収入		67,400
	1 財産収入	90
	2 寄附金	100
	3 繰越金	10
	4 積戻金	57,200

	5 繰 入 金	10,000	新着子
3 環 境 振 興 基 金 収 入		129,000	
	1 財 産 収 入	15	
	2 寄 附 金	1,600	
	3 繰 越 金	20	
	4 積 戻 金	57,365	
	5 繰 入 金	70,000	訂正
歳 入 合 計		208,900	

歳 出		
款	項	金 額
1 水族館振興基金		12,500 <small>千円</small>
	1 積立金	1,500
	2 繰出金	11,000
2 海事文化振興基金		67,400
	1 積立金	10,200
	2 繰出金	57,200
3 環境振興基金		129,000
	1 積立金	71,635
	2 繰出金	57,365
歳 出 合 計		208,900

第3号議案

令和5年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設 及 び 用 地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 25棟	一般使用許可面積 <small>平方メートル</small> 77,713	
		専用使用許可面積 <small>平方メートル</small> 28,628	
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積 <small>平方メートル</small> 183,300	
		専用使用許可面積 <small>平方メートル</small> 994,028	
	荷 役 機 械 5基	貸 付 数 5 <small>基</small>	
	埠 頭 用 地	<small>平方メートル</small> 2,401,671	
	建設改良工事	上屋等整備工事 <small>千円</small> 1,951,810	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	施設運営事業収益		4,237,000千円
第1項	営業収益		4,110,493千円
第2項	営業外収益		126,497千円
第3項	特別利益		10千円
		支	出
第1款	施設運営事業費用		3,075,000千円
第1項	営業費用		2,881,464千円
第2項	営業外費用		118,236千円
第3項	特別損失		65,300千円
第4項	予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,426,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額183,000千円、減債積立金419,000千円、建設改良積立金348,000千円及び過年度分損益勘定留保資金455,000千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,543,000千円
第1項	企業債		796,000千円
第2項	雑収入		747,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,969,000千円
第1項	建 設 改 良 費	1,951,810千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費	3,736千円
第3項	企 業 債 償 還 金	419,454千円
第4項	投 資	594,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維持補修費	令和6年度	242,500千円
埠頭用地整備費	令和6年度	482,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業及びコンテナ埠頭整備事業
限 度 額	796,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利 率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 746,780千円

令和5年3月22日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第4号議案

令和5年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用地整備 排水管321メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	埋立事業	収益	387,000千円
第1項	営業外	収益	386,980千円
第2項	特別	利益	20千円
		支	出
第1款	埋立事業	費用	656,000千円
第1項	営業	費用	610,748千円
第2項	営業外	費用	35,232千円
第3項	特別	損失	20千円
第4項	予備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	資本的収入		1,101,000千円
第1項	雑収入		630,385千円
第2項	貸付金返還金		470,615千円
		支	出
第1款	資本的支出		846,000千円
第1項	西部地区埋立事業費		503,200千円
第2項	南5区埋立事業費		63,000千円
第3項	総係費		201,524千円
第4項	雑支出		78,276千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	令和6年度	265,800千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 408,208千円

令和5年3月22日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第五号議案

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めるものとする。

令和五年三月二十二日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第八十二条各項の決定の期限、口頭による保有個人情報の閲覧の求め、名古屋港管理組合個人情報保護審議会の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 管理者及び監査委員をいう。
- 二 保有個人情報 法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

(開示決定等の期限)

第三条 実施機関がする法第八十二条各項の決定については、法第八十三条第一項中「三十日」とあるのは「十五日」と、法第八十四条中「六十日」とあるのは「四十五日」とする。

(開示請求に係る手数料の額及び写しの作成等に要する費用の負担)

第四条 法第八十九条第二項の条例で定める額は、零円とする。

2 法第八十七条第一項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関の規則（実施機関の規程を含む。以下同じ。）で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(口頭による保有個人情報の閲覧の求め)

第五条 実施機関は、保有個人情報（本人に閲覧させることによつて、当該本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるものを除く。）のうち実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人から口頭により閲覧の求めがあつた場合においては、当該保有個人情報閲覧させることができる。

2 前項の規定による閲覧の求めをする者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該閲覧の求めに係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならぬ。

3 前二項の規定は、当該保有個人情報について法第七十六条第一項の規定による開示の請求をすることを妨げるものではない。

(審議会への諮問)

第六条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、名古屋港管理組合個人情報保護審議会に諮問することができる。

一 この条例の改廃の立案をしようとする場合

二 法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により講ずる措置の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

三 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

(名古屋港管理組合個人情報保護審議会)

第七条 名古屋港管理組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するほか、前条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議する。

2 審議会は、委員三人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから管理者が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の調査審議の手続)

第八条 審議会は、法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議を行うため必要があるときは、諮問庁（同項の規定により審議会に諮問をした実施機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、第一項に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 審議会の行う第一項に規定する調査審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第九条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法の施行の状況の公表)

第十条 管理者は、実施機関に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

2 管理者は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(罰則)

第十一条 第七条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(名古屋港管理組合個人情報保護条例の廃止)

2 名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第九条又は第十条第三項(旧条例第十条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるその職務又は事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第二条第二号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であつた者

二 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

三 施行日前において旧実施機関が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者に行わせていた公の施設の管理の業務に従事し

ていた者

- 4 施行日前に旧条例第十三条、第二十七条第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第五号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であつて一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第三項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第四十三条第一項の規定により置かれた名古屋港管理組合個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、第七条第三項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第四項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 施行日前に旧条例第四十一条の二第一項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問に係る調査審議の手続は旧条例の規定の例によるものとし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であつた者に係る旧条例第四十三条第六項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 10 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第十条第一項に規定する行為を除く。）並びに附則第四項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（名古屋港管理組合手数料条例の一部改正）

- 11 名古屋港管理組合手数料条例（昭和三十三年名古屋港管理組合条例第三号）の一部を次

のように改正する。

第二条第一項第六号を次のように改める。

六 名古屋港管理組合行政不服審査会及び名古屋港管理組合個人情報保護審議会の調査

審議に関する文書の交付の事務に係る提出資料の写し等の交付

第六条第二項中「者又は」を「者、」に改め、「名古屋港管理組合行政不服審査会」の下に「及び名古屋港管理組合個人情報保護審議会」を加える。

(名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正)

12 名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「法令」の下に「(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)を除く。以下同じ。)」を加え、「(名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)を除く。以下同じ。)」を削る。

(名古屋港管理組合暴力団排除条例の一部改正)

13 名古屋港管理組合暴力団排除条例(平成二十四年名古屋港管理組合条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)」を「個人情報保護の保護に関する法律施行条例(令和五年名古屋港管理組合条例第号)」に、「同条第二号」を「個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項」に改める。

説明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、開示決定等の期限、口頭による保有個人情報の閲覧の求め、名古屋港管理組合個人情報保護審議会の組織及び運営等について必要な事項を定める等のため必要があるからである。

第六号議案

職員の定年等に関する条例の一部改正について

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年三月二十二日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十八年名古屋港管理組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条―第五条）

第三章 管理監督職務上限年齢制（第六条―第十二条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十三条・第十四条）

第五章 雑則（第十五条）

附則

第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第二項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項及び第二項並びに第二十八條の七」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改める。

第四条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その」を「当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは」「の下に」「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当

該」に改め、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に、「第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)第八条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受ける職員の職
- 二 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として規則で定める職
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第二十八条の二の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として規則で定める職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第九条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職(第六条第一項各号に掲げる職であつて同条第二項に掲げる職を除くもの)をいう。以下この章及び附則第四項において同

じ。)を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章並びに附則第四項及び第五項において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管

理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日の属する年度の末日以降に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢六十一年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職（以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第十四条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、愛知県又は名古屋市の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第五章 雑則

第十五条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則中第二項の前の見出し、同項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、附則に次の四項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 職員に対する令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(異動期間の延長に関する経過措置)

4 特定期間における第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて定年退職日において管理監督職を占めている職員に対する第四条の規定の適用については、同条第一項中「同条」とあるのは「第九条第一項又は第二項の規定により当該職員に係る定年退職日まで異動期間が延長され、かつ、管理者の承認を得たときに限り、第二条」と、「当該職員に係る」とあるのは「当該」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職(第九条第一項の管理監督職をいう。次項において同じ。)に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができない」と、同条第二項中「に係る定年退職日」とあるのは「が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とする。

5 特定期間における第九条第一項から第三項までの規定により異動期間(同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長しようとする職員であつて当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内に定年退職日がある職員に対する同条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「起算して一年を

超えない」とあるのは、「定年退職日までの」とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第二十五項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日におけるこの条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下この項、附則第四項、第十一項、第十二項、第十五項及び第二十四項において「新条例」という。）第三条に規定する定年（以下「新条例定年」という。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日におけるこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条に規定する定年。以下この項において同じ。）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- (定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - 一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者
 - 二 旧条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
- 4 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - 一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者
 - 二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
- 5 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 6 暫定再任用職員（附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に行うことができる。
- 7 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 8 任命権者は、附則第三項の規定によるほか、愛知県又は名古屋市における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 9 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第四項の規定によるほか、愛知県

又は名古屋市における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあり、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

10 前二項の場合においては、附則第五項から第七項までの規定を準用する。

11 任命権者は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十三條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二條の規定により退職した者

二 旧条例第四條第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、この項若しくは次項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者

12 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職

を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第二十四項において同じ。）に達している者（新条例第十三条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十三条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

13 前二項の場合においては、附則第五項から第七項までの規定を準用する。

14 任命権者は、附則第十一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、愛知県又は名古屋市の掲げる附則第十一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第十二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、愛知県又は名古屋市における附則第十二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第十三条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

16 前二項の場合においては、附則第五項から第七項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

17 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 18 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- (令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢)
- 19 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 20 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項各号に掲げる職に係る年齢とする。
- (令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)
- 21 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三項から第十六項までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この項、次項及び附則第二十二項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- 一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 22 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 23 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第二十一項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。
- (定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

24 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第十三条に規定する年齢六十年以上退職者（基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第十三条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

25 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

26 職員の再任用に関する条例（平成十三年名古屋港管理組合条例第三号）は、廃止する。

（特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

27 特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第一号」を「第六条第十項第一号」に改め、住民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第二号」を「第六条第十項第二号」に改め、内部事務等の補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第三号」を「第六条第十項第三号」に改め、技能労務業務の補助的業務を行う者の項中「第六条第十二項第一号」を「第六条第十一項第一号」に改め、簡易な補助的業務を行う者の項中「第六条第十一項第四号」を「第六条第十項第四号」に、「同条第十二項第二号」を「同条第十一項第二号」に改める。

（給与条例の一部改正）

28 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 行政職給料表（別表第一）
 - 二 技能労務職給料表（別表第一の二）
- 第五条第二項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号中「（再任用職員を除く。）」を削り、同項第三号を削る。

第六条第六項中「二号給」を「零号給」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「その者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第十四条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第四項、同条第七項、第二十一条の二第二項及び第二十一条の七第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、附則に次の八項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第十項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項及び第三項並びに同条第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げる。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十八年名古屋港管理組合条例第三号）第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第六条第一項各号に規定する職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第十二項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第十項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第十項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十一条第六項（第二十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十一条第六項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による給料月額、附

則第十項の規定による給料その他附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第一備考に次の一項を加える。

- 3 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
基準給料月額	174,900円	212,800円	239,200円	257,200円	270,100円	295,800円	334,400円	365,200円	414,100円

別表第一の二に備考として次のように加える。

備考

この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	180,100円	202,200円	222,700円	243,100円

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

別表第三の表三行政職等給料表級別基準職務表を削る。

(給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 29 暫定再任用職員に対する前項の規定による改正後の給与条例（以下この項から第三十一項までにおいて「新条例」という。）第五条、第六条第九項、第十四条第二項、第二十一条第四項及び第七項、第二十一条の二第二項各号並びに第二十一条の七第二項の規定の適用については、第五条第一項中「とおり」とあるのは「もののほか、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第 号）附則別表第一及び別則別表第二の給料表」と、同条第二項第二号中「雇用される者」とあるのは「雇用される者（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）を除く。）」と、同条第三項中「別表第三の級別基準職務表」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則別表第三」と、第六条第九項中「法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち」とあるの

は「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第三項若しくは第四項又は第八項若しくは第九項の規定により採用された職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額とし、同条例附則第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該暫定再任用短時間勤務職員」と、第十四条第二項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用短時間勤務職員」と、第二十一条第四項及び第七項、第二十一条の二第二項各号並びに第二十一条の七第二項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

30 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、前項、附則別表第一及び附則別表第二の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合(附則別表第二の適用を受ける職員にあつては、括弧内の割合)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、新条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び一時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額(新条例第十三条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。)は、前項、附則別表第一及び附則別表第二の規定により定められる額とする。

一 暫定再任用職員でその職務の級が九級であるもの 千分の二百九十五(千分の二百三十二)

二 暫定再任用職員でその職務の級が八級であるもの 千分の百七十七(百分の十一)

三 暫定再任用職員でその職務の級が七級であるもの 千分の百十二(千分の四十二)

31 施行日から令和十年三月三十一日までの間において、旧条例定年に達する日の属する年度の末日までの間にある職員に対する新条例第六条第六項の規定の適用については、同項中「零号給」とあるのは、「一号給」とする。

(給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

32 給与条例の一部を改正する条例(平成二十六年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び附則別表を削る。

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

33 勤務時間及び休暇に関する条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短

時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項ただし書、第十二条及び第十七条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

34 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例第二条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

35 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」を削る。

第五条の二第一項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第六条第一項中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第十六条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「にあつては」を「には」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第三項中「第三条及び」を「第三条、」に、「及び前項」を「前項及び次項から附則第八項まで」に改め、附則に次の五項を加える。

4 当分の間、給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料を支給される職員の退職手当の算定の基礎となる給料月額額は、同条例附則第八項の規定により算出した額と同条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の額との合計額とする。

5 当分の間、第五条第一項の規定は、六十歳に達した日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第五条の規定

に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条中「第二項」とあるのは「第二項並びに附則第五項」とする。

6 給与条例附則第八項の規定による職員の給料月額の変定(次項において「給料月額七割措置」という。)は、給料月額の減額変定に該当しないものとする。

7 当分の間、給料月額七割措置を受けていた者の基礎在職期間中に、給料月額七割措置を受ける日前に給料月額の減額変定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「特別減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特別特定減額前給料月額」という。)が、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額された日(以下「七割措置減額日」という。)における当該給料月額七割措置により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額(以下「七割措置前給料月額」という。)及び給料月額よりも多く、かつ、七割措置前給料月額が給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第三条、第五条又は第五条の二の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条又は第五条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 七割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ. その者が七割措置前給料月額に係る七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとした場合におけるその者の同日までの勤続期間に対応する割合

ロ 前号に掲げる額の勤続期間に対応する割合

三 給料月額に、その者に対する退職手当の基本額が第三条又は第五条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の勤続期間に対応する割合から前号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

8 当分の間、第五条の二の二の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは、「旧条例定年(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第 号)附則第三項の旧条例定年をいう。)」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

36 暫定再任用職員に対する前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項において「新条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「を除く」とあるのは、「並びに職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第 号）附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された者を除く」とする。

37 暫定再任用短時間勤務職員は、新条例第十六条第一項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例の一部改正）

38 職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「において、」を、「その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

39 職員の分限に関する条例（昭和四十五年名古屋港管理組合条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「および第二十八条第三項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（失職の例外）

第六条 任命権者が情状により特にしん酌すべきものがあると認定した事実を原因として、法第十六条第一号の規定に該当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであつて、かつ、刑の執行を猶予された者は、当該猶予を取り消されない限り、その職を失わない。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

40 職員の育児休業等に関する条例（平成四年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条各項の規定により同条第一項に規定する異動期間

(同条各項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第六条第一項に規定する職を占める職員

第六条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

41 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第六条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

42 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年名古屋港管理組合条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「昭和五十八年名古屋港管理組合条例第三号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続きいて」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 定年条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)が延長された定年条例第六条第一項に規定する職を占める職員

第十条第四号中「職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続きいて」を「引き続き」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 定年条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)が延長された定年条例第六条第一項に規定する職を占める職員

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

43 名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員及び法第二十二条の四第一項」に改め、「及び法第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員」を削る。

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

44 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

附則別表第1

職務の級	給料月額
1級	137,900 円
2級	172,200
3級	212,800
4級	241,600 (257,200)
5級	263,500
6級	270,700
7級	277,900 (295,900)
8級	326,300 (356,100)
9級	402,900

備考

- 1 この表は、附則別表第2の適用を受けない暫定再任用職員に適用する。
- 2 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

附則別表第2

職務の級	給料月額
1級	131,100
2級	163,700
3級	199,700
4級	230,200 (243,500)
5級	250,600
6級	257,400
7級	264,100 (281,300)
8級	310,100 (338,600)
9級	382,900

備考

- 1 この表は、暫定再任用職員のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に適用する。
- 2 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

附則別表第3

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4級	係長の職務を補佐し、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
5級	係長又は主査の職務
6級	高度の知識若しくは経験を必要とする係長又は主査の職務
7級	課長、事務所長、課長補佐又は主幹の職務
8級	部長、室長又は次長の職務
9級	特に高度の知識又は経験を必要とする部長の職務

説
明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、本組合職員の定年等に関し必要な事項を定める等のため必要があるからである。

第七号議案

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部改正について

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年三月二十二日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和四十一年名古屋港管理組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「令和四年度」を「令和十年度」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、施設運営事業における整備目途年度を改正するため必要があるからである。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示
この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

